

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社静岡銀行		コード	8355
提出日	2022/5/25	異動（予定）日	2022/6/17	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、社外取締役の選任（再任）を予定しており、3．独立役員の属性・選任理由の説明欄の記載内容に変更があるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	藤沢 久美	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	伊藤 元重	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	坪内 和人	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	稲野 和利	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5	山下 善弘	社外監査役	○										○				訂正・変更	有
6	牛尾 奈緒美	社外監査役	○										○					有
7	中村 勇	社外監査役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当行は藤沢氏が公益理事を務める日本証券業協会に対し、同協会加盟に係る会費、証券外務員登録料等の支払いがあるほか、当行は同氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。藤沢氏は、当行アドバイザーリーボードのメンバーです。	日本初の投資信託評価会社を起業し代表取締役を務めたほか、株式会社ソフィアバンクの設立に参画してその代表取締役を務め、また、金融庁金融審議会委員をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。株式会社東京証券取引所（以下、取引所）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
2		大学教授として経済学を究めたほか、評論活動や他の上場会社の社外取締役・社外監査役を務めており、グローバル経済下での企業経営に精通しております。また政府の経済財政諮問会議や税制調査会および気候変動対策推進のための有識者会議の委員等をはじめ公職も歴任しております。これらの豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
3	当行は坪内氏および坪内氏の出身元会社（株式会社NTTドコモ）と一般預金者としての経常的な取引のほか、出身元会社（同）と携帯電話等通信にかかる経常的な取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。坪内氏は、当行アドバイザーリーボードのメンバーです。	株式会社NTTドコモ代表取締役副社長、一般財団法人マルチメディア振興センター理事長および一般社団法人情報通信設備協会会長を歴任しております。企業経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
4	当行は稲野氏の出身元会社（野村ホールディングス株式会社および同グループ会社）と与信取引を含めた金融取引等があります。また、同氏が2017年まで会長を務めた日本証券業協会に対し、同協会加盟に係る会費、証券外務員登録料等の支払いがありますが、取引の規模、性質に照らし、独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。なお、同氏が野村ホールディングスグループの業務執行者を退いてから2022年6月をもって9年が経過します。稲野氏は、当行アドバイザーリーボードのメンバーです。	野村ホールディングス株式会社取締役執行役副社長など同社グループ各社の要職に加え、一般社団法人投資信託協会会長、公益社団法人日本証券アナリスト協会会長、日本証券業協会会長を歴任したほか、公益財団法人日本証券奨学財団理事長、一般財団法人地域総合整備財団理事長を務めております。金融グループ企業の経営者としての豊富な経験・見識に基づき、経営への監督・助言を期待しているところ、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。また、取締役会の監督機能を補強する任意の委員会である業務監督委員会および指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行状況のモニタリング、役員人事や役員報酬に関する事項等においても監督・助言をいただいております。取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
5	当行は山下氏と2011年5月から2014年5月まで顧問弁護士契約がありました。また、当行は山下氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。	弁護士としての法律・コンプライアンスを中心とする豊富な経験・知見を監査活動に活かしております。取締役会・監査役会等においては積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
6	当行は牛尾氏と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。牛尾氏は、当行アドバイザーリーボードのメンバーです。	大学教授として経営学・人的資源管理論を専門とし、働く女性の能力活用の問題に取り組み、他の上場会社の社外取締役・社外監査役や内閣府男女共同参画推進連携会議の有識者議員をはじめ公職も歴任しており、これらの豊富な経験・知見を監査活動に活かしております。取締役会・監査役会等においては積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
7	当行は中村氏の出身元会社（東京海上日動火災保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社）と代理店契約があるほか、中村氏および中村氏の出身元会社（同）と一般預金者としての経常的な取引がありますが、取引の規模、性質に照らし、独立性に懸念はないと判断され、概要の記載を省略しております。	東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員、東京海上日動ベターライフサービス株式会社の代表取締役社長等を歴任しており、企業経営者としての豊富な経験、知見を監査活動に活かしております。取締役会・監査役会等においては積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行っております。取引所が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

①社外役員については、取引所が定める独立性の基準に加えて、その基準をさらに明確化すべく取締役会が定めた当行独自の「独立役員の指定基準」により独立性を判断しております。当該指定基準については、取引所ホームページ上の当行の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」内の独立役員関係に記載しております。
②アドバイザーリーボード（年間4回程度の開催）のメンバーに対しては、1回の開催につき5万円の報酬を原則支払っております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f. g 及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。